

柏市監査委員条例

昭和61年 3月31日

条例第 1 号

改正 議決年月日 交付年月日 施行年月日 条例番号
5.12.20 5.12.22 6. 1. 1 27

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第200条第2項及び第202条の規定により、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員のうちから選任する監査委員の数)

第2条 法第196条第1項に規定する議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。

(常勤の監査委員の数)

第2条の2 法第196条第5項の規定により、識見を有する者の中から選任される監査委員のうち1人を常勤とする。

[平5条例27・追加]

(事務局の設置)

第3条 監査委員に事務局を置く。

(事務局の職員の定数)

第4条 監査委員の事務局の職員の定数は、柏市職員定数条例（昭和29年柏市条例第4号）の定めるところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員の協議によって定める。

[平5条例27・一部改正]

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(柏市監査委員条例の廃止)

2 柏市監査委員条例（昭和48年柏市条例第41号）は、廃止する。

附則（平成5年条例第27号）

この条例は、平成6年1月1日から施行する。